

第3章

計画の推進にあたって

第1節—— 多様な担い手による計画の推進

平成12年4月の地方分権一括法の施行以降も、地方分権の動きは更に早まり、地域主権の動きへとつながってきています。一方、地域間格差の拡大、地域やコミュニティにおけるセーフティネットの確保などさまざまな問題も起きてきています。

こうしたなかで、各地域の個性・良さを核にした地域開発が期待されるようになり、公共サービスや地域開発を担う上で、行政の取り組みだけに拠るのではなく、それぞれの地域やコミュニティの潜在力を活かした協働型でのまちづくりが必要不可欠になっています。

「第2章 政策展開の方向」において、市民と行政それぞれの役割を設定しているのも、本計画に定めるめざしたい将来像を実現するためには、多様な担い手による計画の推進が必要になっているからです。

本計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民や職員との対話を基盤にしてきましたが、計画の推進にあたっては、市民と職員、市民同士など様々な対話が起きるよう促進し、計画の推進を担う様々な主体の想いを一つにして行動していきます。

第2節—— 事業実施への仕組みづくり

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものであり、その実現のために、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画としての実施計画により推進していきます。

実施計画は、政策分野ごとの関連個別計画との連携も図りながら、原則として3年ごとに、選択と集中を明確にした戦略的な計画として策定します。そして、毎年、中期的な財源推計を行いながら、事業を見直し、めざしたい将来像の実現をめざしていきます。

なお、「第1章 リーディングプラン」は、本市のめざしたい未来像に到達するための重点施策を明示したものです。その中でも特にメリハリをつけて実施するものについては、実施計画において、戦略プロジェクトを設定するなど、推進体制を明確にして推進することにします。

第3節—— 計画の評価と見直しの仕組み

基本計画の評価は、政策展開の方向に示す「めざそう値」の達成状況を中心に、適時、状況を把握していきます。「めざそう値」は、本計画を推進する多様な担い手が協働・連携して自ら取り組むことにより実現が期待される期待値です。めざそう値の達成状況も市民と一緒に確認し、まちづくりを担う多様な方々と共に松戸市をよくしていこうという活動を広げていきます。

実施計画については、毎年度、計画事業以外の事業も含めて行政評価によりモニタリングを行い、計画期間満了後、達成状況进行评估します。

なお、基本計画については、実施計画策定に合わせて、3年に1度程度、見直しを行い、必要な箇所を改定しながら、推進していきます。

● 総合計画、個別計画の関係図

